

令和元年度 中国・四国ブロック

青少年育成アドバイザー連合会

総 会 議 案 書

日時: 令和元年 6 年 22 日(土) 14:00～16:30

場所: ツネイシしまなみビレッジ

〒720-0402, 広島県福山市, 沼隈町中山南 26-1

総会次第

1. 開会のことば
2. あいさつ
3. 議長選出
4. 議事
 - 1) 第1号議案「平成30年度事業報告」……P3
 - 2) 第2号議案「平成30年度運動の総括と事業報告(案)」……P4～
 - 3) 第3号議案「平成30年度決算報告」……P22
 - 4) 第4号議案「平成30年度監査報告」……P23
 - 5) 第5号議案「役員改選」……P24
 - 6) 第5号議案「令和元年度事業計画(案)」……P25
 - 7) 第6号議案「令和元年度運動方針と事業計画(案)」……P26～
 - 8) 第7号議案「令和元年度予算(案)」……P40
 - 9) 第8号議案「令和2年度第26回研究集会」……P41
 - 10) 第9号議案「令和3年度第27回研究集会」……P41
5. 議長解任
6. 閉会のことば

第1号議案

平成30年度 事業報告

・全国青少年育成強調月間 11月

事業項目	期 日	場 所	内 容
第23回定期総会	30年6月9日(土) 14:00~16:00	岡西公民館 石井分館	* 総会 ・議案審議 * 研修会
第24回研究集会	30年9月28日(金) ~29日(土)	山口県防府市 ルルサス防府2F	
情報モラル啓発活動	30年9月28日(金) 17:45~18:00	山口県防府市 ルルサス防府2F	峠 テル子氏
第1回役員会	30年4月26日(木)	岡西公民館 石井分館	総会議案について
第2回役員会	30年9月28日(金)	山口県防府市 ルルサス防府2F	・テキスト配布希望 数の取り纏め。 ・養成講座への参 加要請。

【平成30年度 中国・四国各県総会】

県名	期 日	県名	期 日
山口県	平成30年 月 日	高知県	平成30年 月 日
島根県	平成30年 月 日	徳島県	平成30年 月 日
広島県	平成30年5月12日	愛媛県	平成30年4月2日
鳥取県	平成30年5月27日	香川県	平成30年6月23日
岡山県	平成30年 月 日		

第2号議案

平成30年度運動の総括及び事業報告(案)について

はじめに

昨年度も、全日本アド連の運動や諸活動と連帯して中四国ブロックの活動を展開することが大切と考えて、全日本の運動方針や事業に沿った計画を総会で決定した。

その為、全日本の総括と事業報告に準じて中四国ブロックの報告を行う。

30年度は、第23回総会を香川県青少年センターで開催。我々全日本アド連が目指す基本目標を確認し、それに向かって前進する為、青少年問題の現状とその背景を考察したうえで、29年度同様に重点運動4点を継続して推進することを決定した。

第1、組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めることについては、3つの専門委員会の目標を明確にして、その実践に努めた。特に、後継者養成委員会では、アド養成講座のテキストとして、また会員必携の書として、「子ども若者と共に」の冊子を今井財団の支援を受けて作成。所属の各県に130冊の配布を行い、活用する事ができたことは、歴史に残る事業として特筆できる。また、総務委員会では会員の位置づけ、会費の値上げ、個人情報取り扱い、運営細則などの規約を改正して新年度をスタートし、活動状況の調査を行った為これに対応。実施可能な組織へは地方議会に対して、基本法制定要望を陳情書の提出を要請があり、会長県である鳥取県を中心に対応した。広報委員会では、香川・清水の両氏が中心となって、ネットの活用により、連携を緊密に取り合い、各組織の活動や活動事例集作成の為の情報収集するなど、活発な活動ができた年であったと云える。

以下、方針に沿って、一年間の運動を簡単に総括する。

1 青少年育成の基本目標について

我々の生みの親である青少年育成国民会議の結成宣言が、われらの目指す育成運動の普遍的な目標であることを再確認した。この目標に向かって運動を進めることが、我々の青少年育成運動であり、今後も、ブロックや県の総会・研修会で全会員に徹底していく必要がある。

2、現状の認識と課題について

(1) 青少年を取り巻く社会の現状について

社会を写す鏡が青少年であることを認識し、この現状の中に憂慮すべき青少年問題を生み出す根本的要因があることから、今後とも社会の現状や変化を注意深く見つめ、青少年に与える影響を考え、適切に対応していく必要がある。

(2) 青少年の現状

この社会の影響を受けて、青少年においても、親子関係の希薄化、規範意識の低下、社会性の未熟(人間関係づくり能力の低下～コミュニケーション能力の低下)、問題行動の多様化、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、いじめを原因に、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られており、我々が取り組むべき課題はいやがうえにも大きく、これらの青少年問題を共有し、力を合わせて解消に努めることが、我々の育成運動の原点となる。

(3) 組織の現状

各県アド協で独自の養成講座(入門講座)を実施し、県民会議や関係団体の支援によって、アドバイザー組織の無い府県からの全日本アド連の養成講座(認定講座)への参加も増えてきた。その為、新しいアドバイザーが増えて活力を生み出しつつあり、これらの組織化が重要となってきた。

総会時に各県の総会資料を提供していただき、各県の活動状況把握に努めた。

しかし、組織的な活動が弱い所も生じており、今後は、ブロックや隣県との交流を更に深めて、全国や隣県の同志と共に歩むことの重要性や楽しさを感じていただくことが大切である。

(4) 青少年育成運動の経過

国民会議の解散による、国民運動の衰退は確実に進んでおり、従来からの運動もマンネリ化してきたため、新しい運動として「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を提唱・推進してきた。スローガンとしては少しずつ周知できてきているが、内容が定着せず、呼びかけだけに終わっている。各県民会議とも連帯して、国民的運動として、推進できるよう、共通の運動テーマに確立していく必要がある。

特に、各都道府県のアド連が市町村民会議の諸活動見直しも含めて、積極的に参画して提唱・推進していく必要があり、今後も、継続した我らの課題とする。

(5) 青少年育成アドバイザーの役割

毎年、この運動方針で明確に示して、周知に努めてきたが、育成運動が幅広く、奥深いものであるだけに、明確に伝わっていないのが現状であり、出来る限り分かり易く、会員に徹底し、それによって周囲に理解される運動に成長させていかなければならない。

(6) 青少年育成アドバイザーの養成

国民会議が無くなって、養成講座を本会独自で実施することを決定し、27年度から各県で入門講座を開始しているが、まだ実施できていない県もあり、今後の課題である。全日本の要請講座では、29年度までに6回実施。163名（内愛媛11・広島6・鳥取4）の方々を認定しており、その活躍を期待している。30年度（新7期）は、昨年に続きゆめ基金の助成を受けることができ、新期23名（島根3・愛媛2・広島1・山口1・鳥取1）。他に既アド認定者23名（内広島2・鳥取2・愛媛3）が受講され、現在認定申請レポートを受付中である。

また、テキスト作成委員会を設置して、今井財団からの助成を受けて、「子ども若者と共に」と題する、アド必携の書であり、養成講座テキストとして活用する本を刊行し中四国ブロックで130冊を配布することは歴史に残る事業として特筆できる。今後はこの活用に努め、各県で入門講座や通信講座を実施し、益々多くの仲間を増やしていくことが課題である。

(7) 子ども・若者育成支援推進法との関係

内閣府が開催する中央研修や中四国ブロック研修に積極的に参加してその理解に努めた他、全日本の養成講座で引きこもり等支援を必要とする子ども・若者に対する「地域活動の支援」や「居場所づくり」の具体的方策について研究・討議を行い、我々の運動のあり方について検討した。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定について、鳥取県を中心に地方議会への陳情も試みた。今後も、制定に向けた要望を強化していく必要がある。

3、重点運動方針に関する総括について

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、新しい運動への取り組みを啓発しその実践に取り組みますとして、4つの重点方針を定めて取り組んだ。

しかし、中四国ブロックとしての取り組み体制が確立しておらず、各県の自主性に任せた形となっており、今後の推進方策を検討する必要がある。

(1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めることについて

1) 自分自身の活動を見直すことについて

全日本アド連の状況は以下のとおりであるが、中四国ブロック独自の具体的な取り組みが見えておらず、一つずつの項目に従って、情報の交流を強化しながら、取り組み方法を協議・検討する必要がある。

- ① 自分にとってアドバイザーとはどのような存在なのか、を自らに問い直す作業は目に見えておらず、「自分はこのままで良いか」との問いかけは、養成講座のみに終わっている。自分の中に占めるアドの位置がどの程度上がってきているのか、アド共通の名刺活用等の実態を調査することも一つの目安となろう。今後の啓発が必要である。
- ② 所属する都道府県アドの現状を見つめ直すことについては、ブロックの総会に各県の総会資料を持参して頂き配布して、その様子を交換し合った。また、各県一強調運動の推進については把握ができなかった。チャンスを活かす運動と、基本法制定要望運動については、その取り組み状況を総務委員会が調査したので、それに回答し、その結果が報告された。(報告書は別紙添付のとおり)
- ③ ブロック研修会で活動事例の発表機会を設定することについては、山口大会には講議を始め、会員の活動事例を発表し、研修と啓発に努めたほか、活動事例集作成の準備に繋ぐことができた。今後も継続する必要がある。
- ④ 情報をより多く発信・収集するためのネット活用については、ホームページやフェイスブックの活用を促進し、アドグループメールの登録会員を増やし、相当促進できた。今後もブロック内の会員拡大と情報提供・活用が期待される

2) 事務局体制を拡充して情報網の強化を図ることについて

ネット活用による日常的な情報の交流は進んできたが、事務局会議は開催できなかった。

- ① 各委員会に設置した事務担当が、委員会の内容を把握・記録して議事録作成や委員会活動の充実に努め、広報担当に情報提供を行った。今後はブロック内の事務局長が連携強化方策を検討することが課題である。
- ② 各ブロック事務局長は、ブロック内の都道府県事務局と連携を密にして、状況把握をし、全日本事務局や広報担当に情報提供することとしたが、清水事務局長の働きにより HP やアド連だよりに掲載することができ。しかし事務局の無いブロックがあり、今後の課題である。
- ③ 各委員会事務担当・各ブロック事務局長との事務局会議を開催する時間が取れず、理事会・専門委員会と合同の会議となったが、これが全日本アドが一体となって、総会決定による業務の遂行を行うことに繋がったといえる。

3) 各専門委員会を活性化し、行動指針を作成し、その実践に努めることについて

全日本アド連の状況は以下のとおりであるが、中四国ブロック独自の具体的な取り組みが見えておらず、一つずつの項目に従って、情報の交流を強化しながら、取り組み方法を協議・検討する必要がある。

(総務委員会)

- ① 「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の推進状況の調査を行った。札幌を除いては、まだまだ具体的な推進方法を見つけ出すことができず、スローガンに終わっている。(調査結果は別紙添付のとおり) 具体的に・家

庭で「子どもと一緒に炊事・洗濯・掃除をしよう」とか、地域で「子どもの出番をつくろう」とか、今後は内容を奨励する必要がある。

- ② アドの活動基盤である、市町村民会議・戸道府県民会議・県民会議等連合会にアドの果たす役割を検討する、としたが、具体的な検討にまでは至らず、今後の継続した課題とする。
- ③ 法人化(NPO, 一般法人、財団法人など)に関する課題については、理事会との合同委員会で法人化の重要性を確認し、設立に向かって検討委員会を設置することを決定～山本・峠・石井・堀・香川・宮後・清水の7人を選任～役員・事務所・職員・財源・更に、具体的な事業の取り組みなど～解決の方策の検討をすることに決定。ブロックでも各県アド協でも、本格的な検討を行い、その結果を全日本に反映させることが重要である。
- ④ 基本法制定要望については、第4の重点方針で報告。

(後継者養成委員会)

- ① 各ブロック・各県開催の入門講座の開催奨励支援については、入門講座開催県は隣県の仲間や県民会議、育成関係諸団体等へも周知して参加者を増やすことに努めた。しかし、隣県に呼びかけしていない組織もあり、今後も継続した啓発が必要である。
- ② 今井財団から100万円の助成金を受けて、テキスト作成委員会を設置。萩原元昭委員長、福留強副委員長のもと、山本邦彦、谷本治、宇野晃、を編集委員に配島裕美事務担当のもと、東京創作出版の協力を得て、1000冊を刊行。総支出額 1,524,917 円(詳細は委員会報告書のとおり)各ブロックに必要部数(中四国ブロックは130冊)を配布し、経費の負担をお願いした。今後の活用が大いに期待される
- ③ 通信講座の実施方法の検討中を続けた。案ができ次第理事会に諮り、次の総会に提案予定(広島大会で審議予定)である。
- ④ 新第7期、全日本アドバイザー養成講座の実施。
ゆめ基金の補助を受けて、平成31年2月22～24日。オリンピック記念青少年総合センターで開催。新規23名(内島根3・山口1・広島1・鳥取1・愛媛2)。既アド23名(内愛媛3・鳥取2・広島2)計46名の参加。
刊行したテキストを販売・活用して成功裡に終了。(詳細は委員会報告のとおり)
- ⑤ 未加入組織や有資格会員の加入促進方策の検討については、理事会・委員会合同会議で審議し、組織対策担当の委員会設置をすることに決定。具体的には31年度から活動開始予定とする。中四国ブロックもこれに対応していく必要がある。

(広報委員会)

ホームページ、フェイスブック、グループメール、Eメールなどを積極的に活用し情報の交流を活発にして周知徹底し、更に活動事例の収集を行った。

- ① 各ブロック及び各県アド事務局との連携を緊密にし、情報収集してHPやFBに公開したが、まだ不十分と思われる。情報は組織運営の血液であり、流れが止まれば組織は死んでしまうことを自覚することが大切である。
- ② 啓発資料(活動事例集)作成資金を昨年に引き続き今井財団に申請。120万円を申請したが、昨年の実績が評価されたのか否か50万円の交付決定となった。今後、これをどのように活用し、不足資金の確保を検討しながら、発刊を進める必要がある。
- ③ 広報委員会の清水事務担当の尽力により、アド連だよりを予定通り第17・18号(第19号は4月)発刊し、HPに掲載すると共に、各都道府県アドにメール配布した。郵送希望の県アドには郵送配布した。
- ④ HPにリンクする関係諸団体を拡充し、連帯する団体を増やすことについては、実施できず、継続して来年度の課題としたい。
- ⑤ アド養成講座の新期受講者全員に「ありがとう100回運動」グッズを配布して啓発。総会やブロック研修会等にも配布して啓発・活用した。今後も継続すると同時に、「のぼり旗」や「名刺」の活用拡大に力を入れる必要がある。

⑥ その他、啓発グッズの活用状況は次のとおり

・バッチ

・名刺

・ありがとうシール～小 大 缶バッチ

・のぼり旗

(2)「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の推進について

全日本アド連の状況は以下のとおりであるが、中四国ブロック独自の具体的な取り組みが見えておらず、一つずつの項目に従って、情報の交流を強化しながら、取り組み方法を協議・検討する必要がある。

運動の趣旨や要旨は、HPにも掲載して、推進を啓発したが、具体的にどのように推進できたかを、総務委員会で調査を実施。(別紙添付のとおり)回答も少なく実践事例も少ない。

更に、その活動の内容把握が困難であり、推進方法や実施組織・場所など中四国ブロックにおいても、今後の更なる工夫が必要である。

(3)各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ることについて。

全日本アド連の状況は以下のとおりであるが、中四国ブロック独自の具体的な取り組みが見えておらず、一つずつの項目に従って、情報の交流を強化しながら、取り組み方法を協議・検討する必要がある。

1) 市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ることについて

- ① 先ず、アド自身が市町村民会議に参画し、行動を共にしながら、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけることを目指した。アド個人として市町村民会議への参画は従来から積極的に行っていることは確実であるが、その内容や影響力がつかめておらず、調査方法や、報告様式など、今後検討する必要がある。
- ② 市町村民会議の運動に「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を目指し、総務委員会で調査したが、札幌以外での取り組み以外は、正確な内容が把握できていない。①と同様に調査方法や、報告様式など、今後検討する必要がある。
- ③ 「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と実践については、「のぼり旗」やシール・缶バッジを活用して啓発した。「ありがとう」運動の重要性は理解が進んできており、手ごたえを感じているが、アド会員の実践をはじめ、その成果や評価の方策を検討する必要がある。
- ④ 従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し活性化方策の提案を提唱したが、その実績も掴めていない現状で、情報交流や活動報告の在り方が課題である。

2) 都道府県民会議にアド連(協)として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ることについて

- ① 先ず、全日本アド連の総会資料を持参・送付して、理解と協力をお願いし、連携を深めることに努めた。HPに相互にリンクできることが望ましいと考えたが、各都道府県民会議と各都道府県アドとの個別の交渉までには至らず、今後の課題となった。全国県民会議との協議が解決の糸口になるかも知れない。
- ② 都道府県民会議の諸事業に参画し、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけることとし、積極的に参加してきたが、その内容が掴めておらず、これも今後の課題とする。
- ③ 社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。
- ④ 「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と実践をします。
- ⑤ 従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し、活性化方策を提案します。

上記②③④⑤については、各都道府県アド協と各県民会議との連携は強く、緊密な関係にあるが、前記1)の市町村民会議に関することと同様に、その内容や影響力がつかめておらず、調査方法や、報告様式など、今後検討する必要がある。

- ⑥ 県民会議等連合会への加入を奨励・推進については

(参考～未加入県)(H29:3月現在)

青森県・山形県・福島県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・静岡県・神奈川県・山梨県・富山県・石川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・島根県・岡山県・広島県・徳島県・香川県・愛媛県・佐賀県・熊本県・大分県(26 府県)

残念ながら、進展がみられず、今後も継続した努力は必要である。

(4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ることについて

1) 独自の運動を強化・継続することについて、

- ① 国会議員への要望を継続し、その必要性と理解を訴えることとしていたが、各都道府県独自での国会議員要望の実施報告は上がってきていない。
- ② 都道府県・市区町村議会へ「青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出」の陳情を行うことについては、鳥取県議会・鳥取市議会・鳥取県江府町・愛知県春日井市議会の採択があり、意見書を衆参国会議長と関係大臣へ要望書が提出された。意見書提出に関する陳情書の提出は、和歌山県議会、東京都江戸川区・倉吉市議会などへ提出しているが継続審査となっている。鳥取県湯梨浜町議会では残念ながら「具体的な内容が明示されていない。法の制定により、子どもの自由が束縛される恐れがある」との理由で不採択となった。今後とも、より多くの都道府県や市町村で取り組むことが、基本法制定に近づくことに繋がるため、奮起を期待する。

2) 全国県民会議等連合会との連携を強化することについて

- ① 11月の定期総会に山本会長が出席して、短時間ではあったが、アド養成講座への協力に感謝を申し上げ、今後との引き続き協力をお願いすると同時に、全日本アド連との連携強化と共に「青少年健全育成基本法」の成立を目指すための働きかけを行った。

3) 関係する他団体との連携を図り、共同して運動の推進を図ることについて

- ① 8月開催の全国教育問題協議会全国大会に山本会長が参加し山本事務局長に基本法の制定要望運動を共同して進めていくことを提案した。
- ② 「青少年育成のまち協議会」の設立が福留強先生を中心に進められており、これに賛同して参画することを検討している。今後とも福留先生との協議を進めることとしたい。
- ③ その他今後と可能な限り他団体との連携を図り、国民運動の再興に努める必要がある。

4) 基本法の制定以外にも、地方では解決のできない青少年問題を国家的な取り組みで解決できる方策を検討することとしていたが、取り組みができなかった。多様化・深刻化し続ける青少年問題について全国的に取り組む必要がある問題について、検討し全国組織として他団体と連携して、解決を図るためには不可欠な課題である。

4、地域育成課題の取り組みと運動の継続 NPO について

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取り組んだ。

(1) 隣のおじさんおばさん運動について

この運動は、「あいさつ、声掛け、見守り」など育成運動の当初から日常活動として取り組んでおり、アド運動の基本活動であることから、日々殆どのアドが実践していることであり、今後も継続して実践していく。

(2) 子ども・若者の居場所づくりについて

従来から、公民館、児童館、市民・青少年センター等で、青少年の地域活動が行われており、これら事業を支援する為、ボランティアとして参加し続けている。近年、不登校や引きこもりにより、外出することの苦手な子ども等が増えていることから、この人たちを対象にした安心できる居場所づくりが必要となっている。その為、子ども食堂や、NPO 法人を立ち上げるアド仲間が増えてきている。今後も青少年育成の重要な運動の一つとして、拡げていく必要がある。

(3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動について

毎回、アド養成講座の重要なテーマとして、その重要性・必要性を学び、グループワークで啓発方法を研究協議している。また、広報委員長である峠さんを中心に、紙芝居による啓発を進め、ブロックや各県アド研修会に出かけて公演指導し、紙芝居づくりを含めて啓発に努めている。今後も、公演地を拡大して、全国運動に発展させて、アド運動の特徴的活動に位置付けたい。

5、事業報告

本年度活動方針のもとに、次の事業により全日本アド連活動を展開した。

1) 会議・研究大会の開催

① 総会・研究大会の開催

期日 平成30年6月9日(土)(島根県が欠席)

場所 岡山市 岡西公民館 石井分館

- ・29年度運動総括・事業報告・決算報告承認
- ・30年度運動方針・事業計画・予算計画の決定

また、研究大会については、30年度山口県・31年度徳島県と決定。

・31年徳島・32年島根・33年香川・34年鳥取・35年愛媛)

・この中に岡山が開催可能となれば、組み込むこととする・

その他～各県総会資料を持参いただき、各県に配布し、活動・予算決算の状況を相互に理解し、学び合った。(広島・愛媛・香川・徳島・鳥取が持参)今後も継続して総会資料を交換し、人の交流も行って相互に刺激し合い、切磋琢磨して向上していくことが重要である。

②役員会の開催(年2回)

第1回 平成30年4月26日(木)岡山市 岡西公民館石井分館

(島根・岡山欠席) ・29年度会計監査

・総会提出議案準備会議(29年度事業・会計報告。30年度事業・予算)

第2回 期日 平成30年9月28日(金)(島根県のみ欠席)

場所～山口県防府市栄町1-5-1「ルルス防府2F」

防府市地域協働支援センター 多目的ホールロビー

・30年度前半の活動・30年度後半の取り組み・テキスト配布希望数の取り纏め

・養成講座への参加要請。

これにより、内閣府中四国ブロック研修会、松江会場での役員会は取り止めとした。

③山口研究大会の開催

期日～平成29年9月28～29日(金・土)

場所～山口県防府市栄町1-5-1「ルルス防府2F」

防府市地域協働支援センター 多目的ホール

宿泊先～ホテルルートイン防府駅前

視察～山口きらら博記念公園

懇親会・交流会

参加者36名(広島8・岡山1・鳥取4・愛媛5・高知6・山口8・愛知1)

その他山口県内青少年育成指導者多数。

テーマ～「地域と連帯した青少年育成の取り組み」

会員数が少ないと言われながらも、全会員の集中・結束したご尽力により、意義深い研修と交流を行う事ができ、他県アドへの刺激はもとより、何よりも山口アドの心意気が素晴らしく、今後益々の活躍が期待される大会となった。

2)全日本アド連会議・事業への参加

①総会ならびに研究大会

期日 平成30年6月24(日)・25日(月)

場所 宮城県宮城郡松島町「パルス 松洲」

参加者64名。(内広島5・鳥取2・愛媛2・岡山1)

主な内容～会長表彰、29年度運動の総括、事業決算報告の承認。規約の改正

30年度活動方針・事業予算計画の決定

総務・後継者養成・広報委員会の開催と活動内容の協議

研究集会～事例発表(岩手・北海道)記念講演「非行少年を生まない 社会づくり」

また、次期開催予定ブロックの計画をする。

・31年(中国・四国～広島県)・32年(近畿)33年(関東・甲信越)

・34年(東海・北陸)・35年(東北・北海道)

・この間に九州が復活すれば、九州と協議の上、開催する・・

②理事会の開催～年4回開催～4回とも専門委員会・事務局合同会議として開催

第1回～30年4月14・15日～青少年総合センター。

29年度運動の総括(案)、事業決算報告の(案)規約の改正(案)

30年度活動方針・事業予算計画(案)の作成・協議

総務・後継者養成・広報委員会の開催と活動内容の協議

第2回～30年6月24日～松島町「パルス松洲」

総会提出議案の決定。総会・研究集会振興、運営の協議。

第3回～30年11月27・28日～青少年総合センター。

30年度総会決定に基づく前半活動の報告と後半活動の推進計画を協議

31年度役員改正、理事会推薦による会長・事務局長候補者の協議

法人化検討委員会、組織委員会、ボランティア委員会設置の検討

総会議案の骨子と作成担当者の協議

第4回～31年2月23日～青少年総合センター～養成講座開催期間中

30年度後半活動の報告。31年度総会議案準備、広島大会開催要項の協議

活動事例集作成委員の選任

③役員会の開催～理事会・委員会・事務局の合同会議を開催している為、役員会としては、開催できず。

④専門委員会の開催～総会・理事会・役員会に合わせて3つの委員会を開催。

内容は理事会欄で記載のとおり。(詳細は別紙委員会報告のとおり)

⑤事務局会議の開催～理事会・役員会に併せて開催。

事務局単独としての会議は開催できず。ブロックで事務局の無い所は、置いて頂くよう要請することが適当と思う。

⑥ テキスト作成委員会・編集委員会の開催（詳細は後継者養成委員会報告のとおり）

第1回～30年4月14日。国立オリンピック記念青少年総合センター

主な内容

- ① 経過報告（今井財団への申請・100万円助成金の決定。作成内容）
- ② 作成委員、担当事務局の決定
- ③ 作成の収支予算の協議
- ④ 作成方法と今後の進め方の協議

第2回～30年5月23～24日。国立オリンピック記念青少年総合センター

主な内容

- ① 執筆内容と執筆予定者の決定
- ② （旧）国民会議テキストとの比較協議
- ③ テキスト活用、通信教育のための要項骨子の協議
- ④ 予算計画の執行に伴う宮城大会での委員会協議内容の検討

第3回～30年7月30日～国立オリンピック記念青少年総合センター

主な内容

- ① 現行の進捗状況と今後の対応
- ② 原稿のレイアウトと業者との内容・今後の日程協議
- ③ 本の名前・タイトルの決定

第4回～30年8月24日。国立オリンピック記念青少年総合センター

主な内容

- ① テキスト初校（本形状）による編集・校正の協議
- ② 掲載する関係・参考資料の協議

10月2日、1,000冊刊行。総会決定による各ブロック配布予定数により受注、発送。

2) 広報・啓発活動と組織網の活用について

（広報委員会香川副委員長、清水事務担当が中心的な役割を果たした。）

会員意識向上のため、全日本・各ブロック・各県の総会時や研修会に着用と購入啓発に努めた。徐々にではあるが、活用が進んできているが、まだまだ、徹底してきたとは言えない。今後とも、会員自身が自覚と誇りをもって着用・活用するよう啓発・奨励をする必要がある。

- ① 会員バッチとロゴマーク入りの名刺の活用
- ② 「ありがとう」運動缶バッチ・シールの活用
- ③ のぼり旗の活用

(①②③の詳細は広報委員会報告のとおり)

④「全日本アド連たより」の発行について

予定どおり年3回発行。メール配信できない組織については、庶務担当(山本会長)がカラーコピーをして郵送した。

第16号～4月15日付け。

2月23～25日、オリンピックセンターで開催した、新第6期養成講座。30年度(第22回)宮城での総会開催要項と参加要請。アド紹介パンフレットの完成と活用奨励。総会前理事会と29年度活動報告(概要)を掲載。

第17号～9月1日付け

第22回宮城大会の様子(被表彰者名、総会内容と会長あいさつ、各委員会の様子)研究大会の事例発表内容。参加者の感想等を掲載。

第18号～31年1月1日付け

11月理事会の様子。新第7期アド養成講座募集要項。中四国ブロック研修会、東海・北陸ブロック研修会の様子、等を掲載。

⑤全日本アド連ホームページ・グループメール・フェイスブックなどの活用について

ホームページの更新に努めた他、グループメールの登録者の増大や新しくフェイスブックを開設して、活動を紹介するなど、昨年度以上に情報発信ができた。更に、情報の提供を多く受けることが発信拡大のカギであり、今後の会員の協力が期待される。また、これらの情報を見ない会員もあり、これ等への啓発や情報提供が課題である。

⑥情報網の整備と活用について

総会参加者には組織表を渡し、欠席県には総会資料と共に送付して活用を図った。特に、Eメールは文書等が添付送付でき、郵送料の軽減と共にスピード感をもって提供できた。今後は隣県の総会・研修会などの周知をはじめ、更なる情報交流に努める必要がある。これにより、ホームページほか、様々な方法での広報・啓発活動が進み、組織の活性化に繋げる事が可能になる。

ただ、各県の会員名簿を作成し、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にすることについては、取り組みができず、次年度の課題としたい。

⑦啓発パンフレットの活用を図り、活動事例集作成を検討することについて

新しく作成したパンフレットを全組織に送付して、活用を図った。更に、活動事例集を作成する準備を行うことについては、16県から45件の事例が集まった。31年度事業では、作成委員会を組織して、編集方針などを協議・決定し、投稿要領により投稿いただくことにしたい。

3) 後継者養成講座の開催について

①入門講座は昨年遺引き続いて、昨年同様に各道府県で開催した。東京アド会も江戸川区で開催。都内の別の区や隣県(埼玉県)からの参加もあり、盛会裏に終了。

また、入門講座でのテキスト活用がどの程度行われたかは、把握できていない。

②新7期全日本アドバイザー養成講座を計画どおり開催。

宮城大会時点で講座の日程、内容を公表して周知し、ゆめ基金の助成、全国県民会議連合会の協力を頂いて次のとおり実施した。

と き 平成31年2月22・23・24日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

参加費17,000円。北海道から沖縄までの参加を頂き、新規受講者23名(内島根3・愛媛2・山口1・広島1・鳥取1)。既アド受講者23名(内愛媛3・広島2・鳥取2)。合計46名となった。昨年度(新規43名・既アド22名。計65名)より19名の減となったが、多くの大学教授ほか専門の先生を講師に充実した講座を実施することができた。

(詳細は別紙、後継者養成委員会報告のとおり)

長年講師をお願いしていた久田邦明先生が昨年秋他界され、お招きすることができなかった。

ご冥福をお祈りします。

③認定審査委員会の開催

と き 平成31年4月14日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

4) 青少年健全育成基本法の制定要求運動の継続について

①8月25日～全国教育問題協議会の全国大会に会長が出席し、山本事務局長と面談。時間が短かった為具体的な取り組みについての協議はできなかったが、今後に繋ぐことができた

・可能な都道府県アド協は、都道府県・市区町村議会への「基本法制定要望書提出を求める陳情書の提出」を行うことについては、重点方針の活動総括に記載の通りである。

・各都道府県アド連は、所属都道府県選出の衆参国會議員に要望書やハガキを持参又は郵送することについては、実施の報告を受けていない。

5) 各県・ブロック研修会への講師・指導者の派遣

7月1日 アド東京会、江戸川区にてアド入門講座開催～山本会長参加

9月7日 近畿ブロック研修会、京都市内にて開催～山本会長参加

9月28日 中四国ブロック研修会、山口県防府市にて開催～山本会長参加

1月27日 兵庫県アド入門講座～神戸市にて開催～山本会長、峠広報委員長参加

6) 表彰を行う

①本会の会長表彰については、宮城大会で8名(内4名出席)に表彰状を授与した。

②(社)日本善行会の個人表彰(成人・銅章)については、

11月17日、明治神宮において、神奈川県～配島裕美。富山県～山下義春。愛知県～大村鐘造。兵庫県～鳥山すず代。徳島県～西岡賦史。香川県～坂出忠臣。の6名が受賞した。今後の益々の精進と活躍を期待したい。

③(社)日本善行会の個人表彰(成人・金銀章)については、

金章～山本又三(東京) 銀賞～竹内菊雄(東京)・芝 和子(兵庫)さんが
決定し令和元年5月18日(土)午後1時30分より、明治神宮で表彰式

7) アドバイザーを支援する有識者会議の開催について

有識者会議としての開催はできなかったが、通信教育のためのテキスト作成や、アド運動活性化のための活動事例集の作成を行うため萩原元昭、福留強の両先生に出席いただき、本会運動の推進についてご意見を頂くことができた。これによりアド必携の書「子ども若者と共に」が刊行でき、事例集作成の準備を進めることができた。

8) 内閣府など関係機関事業への積極的参加について

内閣府主催の次の会議に参加を奨励し、研修に励んだ。

① 中央研修会への参加

とき 平成30年11月26・27日(月・火)

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

②各ブロック研修会への参加

・北海道・東北ブロック研修会

とき 平成30年9月11日(火)10:00～15:00

ところ (秋田市)にぎわい交流館

・中部ブロック研修会

と き 平成30年8月27日(月)10:00～15:00

ところ (名古屋市)名古屋国際会議場

・関東甲信越ブロック研修会

と き 平成30年10月16日(火)10:00～15:00

ところ (甲府市)山梨県立図書館

・近畿ブロック研修会

と き 平成30年9月7日(金)10:00～15:00

ところ (京都市)京都教育文化センター

・中国・四国ブロック研修会

と き 平成30年10月5日(金)10:00～15:00

ところ (松江市)島根県民会館

・九州・沖縄ブロック研修会

と き 平成30年10月12日(金)10:00～15:00

ところ (佐賀市)佐賀県教育会館

③その他、関係事業への参加

・青年リーダー研修会

と き 平成31年1月 日(～)

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

④10月9日～内閣府青少年問題研修会～山本会長・配島東京事務局長が参加。

講師古賀先生～居づらさをかかえる子ども達～

9)その他

- ① 平成30年9月。全日本アド連が古くからご指導をいただいていた有識者の一人である、闘病中の久田邦明先生がお亡くなりになり、全日本アド連として葬儀に生花をお供えすると共に、宇野・配島は葬儀に参列。有志からもご香典を贈った。(生花の代金は理事・委員の賛同者で負担した)ご冥福をお祈りします。
- ② アド東京会が中心となって継続している「東日本大震災忘れないパート6」のイベントに山本会長がメッセージと、協賛金5,000円を贈った。
- ③ 平成30年度 会長行動報告
(全日本アド連関係)

4月14～15日 アド認定審査会～オリセン会議室。33名認定(宮城総会報告のとおり)第1回理事会・委員会・事務担当～出席15名。委任6名。欠席2名

第22回総会議案(29年度総括・事業・会計報告。規約改正。30年度方針・事業・予算計画案)大会運営について審議

5月23～24日～テキスト作成委員会～オリセン

6月23～25日～第2回理事会(出席理事8名～委任5名。専門委員3名。事務担当3名)

総会前提出議案審議。一般会計予算案を一部修正。他原案通り提出決定

第22回総会～原案通り決定(来年度から総会経費を予算案に盛り込む要望あり)・全国研究集会(宮城県松島町)64名参加

7月1日～アド東京会入門講座～東京江戸川区

7月30日～テキスト作成委員会～オリセン

7月31日～日本善行会表彰候補者推薦～配島裕美(東京)。山下義春(富山県)。大村鐘造(愛知県)。鳥山すずよ(兵庫県)。坂出忠臣(香川県)西岡賦文(徳島県)6名～10月12日付け、決定通知受領。11月17日。13時、明治神宮にて表彰式。

8月24日～テキスト作成委員会～オリセン

8月25日～全国教育問題協議会全国大会参加～永田町自由民主党会館～憲法改正に教育理念を盛り込むこと。(基本法制定要望団体との連携を模索の為)

8月26日～日本善行会、特別表彰候補の推薦依頼文書発送

(10月24日付けで関東ブロック山崎会長から東京会山本会長を推薦。本会推薦枠1名のため、11月理事会協議事項とする)

9月7日～近畿ブロック研修会～京都市内～全日本アド連、総会と近況報告

31年度近畿会長～宮後(兵庫)。副会長～前(和歌山)。吉田(京都)

10月5日～内閣府中四国ブロック研修会(松江市)。鈴木参事官補佐へ10月9日に内閣府へ伺い、養成講座統括官名義後援申請書提出訪問のアポを取る

10月9日～内閣府青少年問題研修会～講師古賀先生～居づらさをかかえる子ども達～

配島さんと内閣府を訪問し鈴木参事官補佐と面談し後援申請書提出～審査して後日回答とのこと。

10月11日～テキスト刊行(1,000部)～(経過・決算ほか詳細は別紙添付のとおり22日付けで提出)

11月1日～今井財団へ「活動事例集」作成補助を申請(別紙添付のとおり)

11月6日～埼玉県富士見市高野アド三徳山来訪の為面談

12月7日～日本善行会へ金章・山本又三(東京)銀賞・竹内菊雄(東京)、芝和子(兵庫)の3名の推薦状提出

1月27日～兵庫県アド入門講座 講義

2月22～24日 新第7期 アド養成講座～オリンピック記念青少年総合センター

2月23日～第4回理事会・委員会・事務局合同会議～後半活動と23回広島大会準備

(中四国ブロック関係)

4月26日～中四国アド連役員会～岡山市～30年度総会議案(29年度総括・事業・会計報告。30年度方針・事業・予算計画案)大会運営について審議

6月9日～中四国アド連総会(岡山市)

9月28～29日～中四国アド連研究集会(山口県防府市)～広島8. 岡山1. 鳥取4. 香川2. 徳島1. 愛媛5. 高知6. 山口8. 愛知1. 来賓3. 講師7. (島根0)合計46名。

9月28日～中四国アド連役員会～31年4月総会前役員会。

31年度役員

会長～香川県。

副会長～高知県・広島県を決定。

31年度研究集会9月7～8日、徳島県 徳島グランドホテル借楽園

第3号議案

平成30年度決算報告

【平成30年4月1日～平成31年3月31日】

◇ 総括の部

収入総額	106,326 円
支出総額	61,068 円
差引残額	45,258 円

◇ 収入の部

【単位：円】

項目	30年度予算額	30年度決算額	増△減	摘要
会費	63,000	56,000	△ 7,000	7,000円×8県
繰越金	43,326	43,326	0	29年度繰越金
雑収入	674	7,000	6,326	平成29年度分(島根県)
合計	107,000	106,326	△ 674	

◇ 支出の部

【単位：円】

項目	30年度予算額	30年度決算額	増△減	摘要
会議費	20,000	2,200	△ 17,800	役員会、総会会場、講師、茶菓代
事務費	10,000	11,160	1,160	役員会・総会資料代
通信費	8,000	3,708	△ 4,292	
組織費	20,000	20,000	0	研究集会助成(山口県)
旅費	30,000	24,000	△ 6,000	役員会
雑費	1,000	0	△ 1,000	振込手数料
予備費	18,000	0	△ 18,000	会場お礼 頒布品購入
合計	107,000	61,068	△ 45,932	

平成 31 年 4 月 22 日

監査報告書

平成 30 年度中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会の会計の監査を行った結果、次のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧により会計報告書の正確性を検討しました。

2. 監査結果

収支計算書は、帳票等の記載金額と一致し、中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会の収支および財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

監事 西岡 賦文 印

監事 内山 幸光 印

監事監査報告書の原本掲載は、ご本人の直筆と印影が明確に判断できることから、個人情報保護のため氏名は印字、押印は省略したものを掲載させていただきます。

第5号議案

役員改選

旧役員		新役員	
会 長	山本邦彦（鳥取県）	会 長	香川 勝（香川県）
副会長	谷本 治（愛媛県）	副会長	内山 幸光 代行（広島県）
々	香川 勝（香川県）	々	浜田 豊高（高知県）
委 員	原 史行（島根県）	委 員	原 史行（島根県）
々	小西 正明（広島県）	々	西浦 公子（鳥取県）
々	人見 孝子（岡山県）	々	人見 孝子（岡山県）
々	加屋野智美（山口県）	々	於土井 豊昭（山口県）
々	浜田 豊高（高知県）	々	原 俊司（愛媛県）
々	谷口 崇義（徳島県）	々	谷口 崇義（徳島県）
事務局長	清水 成真（鳥取県）	事務局長	野郷 光宏（香川県）
監 事	西岡 賦文（徳島県）	監 事	西岡 賦文（徳島県）
々	内山 幸光（広島県）	々	清水 成真（鳥取県）
顧 問		顧 問	山本 邦彦（鳥取県）

第 6 号議案

令和元年度 事業計画(案)

【重点目標】

1. 子供が伸びるチャンスを活かそう
2. 青少年育成運動の見直しの推進
3. 「地域で子どもの安全を守る」活動事業
4. インターネット・携帯電話による有害情報への対策
5. 「大人が変われば子どもが変わる」運動の推進
6. 少年の社会参加活動と地域の環境整備の推進

事業項目	期 日	場 所	内 容
第 24 回定期総会	令和 1 年 6 月 22 日(土) 14:00～16:30	広島県 ツネイシしまな みビレッジ	* 総会 ・議案審議
第 25 回研究集会	令和 1 年 9 月 7 日(土) ～9 月 8 日(日)	徳島グランドホテル 偕楽園	徳島県担当
第 1 回役員会	平成 31 年 4 月 22 日(木)	岡西公民館 石井分館	・総会議案書 検討
第 2 回役員会	令和元年 9 月 8 日(土)	徳島グランドホテル 偕楽園	7:45～8:45

・全日本青少年育成アドバイザー連合会総会・研究集会

令和 1 年 6 月 23 日(日)～24 日(月) ツネイシしまなみビレッジ

広島県福山市, 沼隈町中山南 26-1

・全国青少年育成強調月間 11 月

・青少年育成アドバイザー養成

【令和 1 年度 中国・四国各県総会日程】

県名	期 日	県名	期 日
山口県	令和元年 6 月 20 日	高知県	令和元年 月 日
島根県	令和元年 月 日	徳島県	平成 31 年 4 月 28 日
広島県	平成 31 年 4 月 7 日	愛媛県	平成 31 年 4 月 13 日
鳥取県	令和元年 5 月 26 日	香川県	令和元年 6 月 15 日
岡山県	令和元年 月 日		

第7号議案

令和元年度運動方針及び事業計画(案)について

はじめに

昨年度も、全日本アド連の運動や諸活動と連帯して中四国ブロックの活動を展開することが大切と考えて、全日本の運動方針や事業に沿った計画を総会で決定した。

その為、今年度も同様に、全日本アド連の計画に準じることとする。

青少年育成国民会議が解散して10年が経過し、全日本アド連も結成23年を迎えた。

我ら自身、自らの力で立ち、力強く前進していかなければならない。

特に本年は、平成天皇が生前退位され、新しい天皇が即位され年号も「令和」となった。新しい時代の幕開けの年である。折しも本会の執行体制も新しく改選されて、新しい日本を創り上げていく原動力である青少年の育成運動も、新しく創造する時代となった。

昨年度は念願であった、養成講座に必要なテキストも完成し、今年度は全国で活躍する我ら同志アドバイザーの活動報告書を作成することになっている

これらを有効に活用して、より一層仲間を増やし、運動の目指すところを明確にして、組織の活性化を図るスタートの年とするに相応しい時を迎えている。

永年積み重ねてきた運動を振り返り、組織と運動の進展状況を把握しながら、青少年の現状と課題を明らかにし、私達の役割を再確認して、より一層「志」と行動力を結集して切磋琢磨しなければならない。

自信と誇りをもって、新たな育成運動を展開するため、この運動方針と事業計画を定めるものとする。

1 青少年育成運動の基本目標

青少年は日本の希望である。日本の明日をにない、世界の将来を築くものは青少年である。

青少年が健康な身体をもとに、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を磨き、その能力を十分に発揮し、有為の人として成長することは青少年自身の誇るべき課題であるとともに、国家、国民の大きな責任である。

- 1、 青少年が次代の日本をになうものとしての誇りと責任とを自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きるよう。
- 2、 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよう。

3、 政府および公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその効果をあげるよう青少年育成アドバイザーは、この目標に向かって運動することを基本とします。

2、現状の認識と課題

(1) 青少年を取り巻く社会

- ① 経済最優先の競争社会～人間の生き方が経済中心となり、お金が無くては生活できない社会であり、常に緊張して頑張り続けることによって、豊かさを実感できる反面、ストレスや不満が蓄積することになる世界で、当然に勝組と敗組が出ることになる。～常に競争があり、ゆとりの無い非情で過度に疲労することから、社会規範・倫理・人間性喪失とならざるを得ない社会となっています。
- ② 自由・平等・平和を理念とする民主主義社会。～この民主主義社会の実現を追い求めて来たが、その一方で行き過ぎた個人尊重は個人中心となり、時に利己的になる。協働・協力を欠き、共同体社会をこわして、孤立した個人生活中心の社会となっている。～家庭・地域社会・コミュニティーの崩壊した社会となり急速に孤立化が進展しています。
- ③ 国際化・情報化・技術化社会～めざましい発展を遂げつつも、長所と短所が複雑に入り混じった社会となり、様々な青少年問題を深刻化させる、危険性をはらんでいる社会でもあります。外国人労働者や観光客の急増により異文化との共生が求められる社会となっています。
- ④ 少子・高齢化・過疎化(都市集中)・核家族化社会～世界有数の長寿社会となり、より豊かな生活の実現を求めてきたことの表れと云えるが、他面では将来的に活力を失い、少子・高齢化の急速な進展は地方の国力の低下をも生じており幸福追求(国民福祉向上)に逆行する課題山積の社会となっています。

(2) 青少年の現状

青少年育成運動は、(旧)「国民会議」や「都道府県民会議」・「市町村民会議」更に、私達やその他の育成関係団体が長年努力を続けてきたにも関わらず、「青少年問題は社会の鏡」と云われる如く、激しい社会変化の影響を受けて様々な問題を生じています。

21世紀に入ってから少子・高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、貧困の連鎖も明らかになり、家庭生活や地域コミュニティーが大きく変化しています。

この影響を受けて、青少年においても、親子関係の希薄化、社会性や人間関係づくりの未熟化、規範意識の低下、問題行動の多様化、発達障害児への理解と対応。そして、いじめや虐待、ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じています。幼い命が奪われたり、生きる希望を失って自ら命を絶つ青少年もあり、青少年が関係する殺人事件も多発して、憂慮すべき傾向が見られ取り組むべき課題が山積しています。

(3) 青少年育成運動の経過

国民運動の目標を実現するため「伸びよう 伸ばそう 青少年」を合言葉に、家族の絆を強くするための「家庭の日」の制定。「大人が変われば 子どももかわる」をスローガンに一般国民がその襟を正して育成運動に参加する事を提唱。地域のこどもは地域で育てることをめざして「地域のおじさんおばさん運動」を提唱し、「あいさつ・声掛け運動」も推進してきました。各県も青少年を見守る運動の中で「少年を守る店」を指定して非行化防止にも取り組んできました。しかし、この国民運動は消滅してしまい、各都道府県の運動も、大黒柱を失い長年運動を継続する中で、マンネリ化を生じ、掛け声だけに終わっている所も見受けられます。

都道府県や市町村民会議、更に様々な育成団体の現状を把握し、見直しながら、より成果の上がる運動に発展させていかなければなりません。

私達は、基本目標の実現を目指すため「我づくり(人づくり)を積み上げて、青少年の育成を中心とした町づくり・国づくりを」のスローガンに、活力ある地方の創生と共に支え合う共生の国づくりを進めることが重要な課題であると考えます。

(4) 組織の現状

青少年育成アドバイザーは旧(社)青少年育成国民会議が行った通信教育事業の修了者及び全日本アド連養成事業で所定の課程を修了し、本会が認定した者で組織した、青少年育成運動の中核的役割を果たそうとする団体であります。

今日、青少年育成アドバイザーは、調査によると1,300余名の方々が都道府県アドバイザー組織に加入し活動をしているが、多くは青少年育成アドバイザーと言うより他の団体や役職で活動している人が多く、組織的な独自活動が弱いのが現状であります。

しかし、近年各都道府県組織で始めたアド入門講座により、新しい仲間を増やし、組織の無い府県からも全日本アドバイザー認定講座に参加して、年々会員が増加しつつあり、活性化している組織が増えてきていることも事実であります。

一方、退会を申し出る組織が出たり、認定されていても参加していた団体や立場から退いたり、会員の高齢化とあいまって、組織の弱体化や組織の存続が危ぶまれているところもみられます。

養成講座によって仲間を増やす努力と衰退しつつある組織の復活・支援が大きな課題であります。

(5) 青少年育成アドバイザーの役割

私達は、青少年が社会の一員としての自覚を高め、逞しく生きる力を育てる為、青少年の地域活動を支援すると共に、健全な育成に相応しい社会環境の醸成に努める責務を担っています。その為、絶えず自己研鑽に励み、地域活動に参画し、地域社会に信頼される存在として、育成運動の中核的役割を果たさなければなりません。

その為、本会の基本目標の実現を目指し、運動の重点方針や決定事項の実践に努めるほか、次のとおり役割を担っています。

- ① 「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を図ること。
- ② 青少年育成県民会議を始め市町村青少年育成組織に参画し運営基盤づくりや青少年育成に関心の高い町づくり・国づくりに力を注ぐこと。
- ③ 青少年育成活動組織にかかわり計画、準備、調整、参加者の募集などの、プログラムの実施に関わること。
- ④ その他、育成課題解決のため行政や関係団体との連携を図ること。

(6) 青少年育成アドバイザーの養成

全日本アド連の行う青少年育成アドバイザー養成は本会の根幹にかかわる事業で、認定・登録されたら各県アド連に加入し、さらに研鑽することを前提して31年2月末までに7回、内閣府や全国青少年育成県民会議連合会や主管アド連の県・教育委員会等の後援をいただき実施してまいりました。その結果30年11月末現在で163名のアドバイザーを認定致しました。第7期の31年2月には23名の新期受講生があり、現在認定に向けた申請を受け付けているところです。

まずは私たちの仲間を増やすため、ブロックや各県での地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくることを奨励・支援したり、テキストを活用した通信教育によって(仮称)初級アドバイザーの養成に努め、これらによって、各県の会員拡大に努めることが重要です。今後も全日本コースの受講希望者を増大することに努め、後継者の養成を行うことが必要と考えます。

(7) 子ども・若者育成支援推進法との関係

また、平成22年4月「子若法」が施行され7月に「子ども若者ビジョン」策定され、国と地方公共団体の責務の基に課題解決の方策が進められてきました。平成28年2月には新たな大綱が決定されました。全ての子供・若者の健やかな育成にも力が注がれ、新しく①子供・若者の成長を支える担い手の養成②創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、が加わり、私達の育成運動と深く関わっています。

大綱の改定に伴う内閣府や地方行政の取り組みを見ながら我々もこれに参画していくことが重要です。支援を必要とする子ども・若者に対する「地域活動の支援」や「居場所づくり」にも引き続き力を注ぐ必要があります。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定が検討されています。27年度年から、国会議員と一部地方議会、更に関係団体に対して、制定要望活動を行っていますが、いまだ制定には至っておりません。より一層取り組みを強化し、地方議会や県民会議等連合会、更に制定を要望する育成団体や青少年団体と連帯を強化しながら、引き続きその成立を目指すための運動を推進します。

3、重点運動方針

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、昨年に引き続き次の4つを重点運動と定め実践に努めます。

- (1) 組織の実態を把握し、強化して、情報を共有し、実践力を高めます。
- (2) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。
- (3) 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。
- (4) 青少年健全育成基本法の制定運動を継続し、関係諸団体との連携を図ります。

ブロック、各県アド共に、この方針の具体的推進を図り、その経過や評価・課題などを報告して、今後の振興方策に役立てます。

{具体的な内容}

(1) 組織の実態を把握し、強化して、情報を共有し、実践力を高めます。

1) 自分自身の活動を見直します。

- ① 自分にとってアドバイザーとはどのような存在なのか、自分はアドバイザーとして自分の所属する地域や職業、自分の役職や団体を通じて、何を実践しているのかを見つめ直します。また、周囲に自分がアドであることを理解願う為に、名刺にアド共通の台紙を活用し「青少年育成アドバイザー」を印字して、周知を図ります。(HP パスワードは adomeishi201608)
- ② 所属する都道府県アドの活動は「このままで良いか」との視点で、現状を見つめ直し、運動の活性化に努めます。
 - ・ブロックや県アド協の総会・研修会に招いて、全日本の活動方針や事業計画を理解する。
 - ・総会や研修会の資料や会員名簿を全日本に送付し連携を強化する。
 - ・各県一強調運動の推進～各県アドが最も力を入れる運動を一つ決めます。
- ③ ブロックや県アドの研修会で活動事例の発表機会を設定します。
- ④ 情報をより多く発信・収集するためネットを利用し、ホームページやフェイスブックの活用を促進し、アドグループメールの登録会員を増やします。

2) 事務局間の連携を拡充して、情報交流網の強化を図ります。

組織の要は事務局にあります。ブロックと各県との迅速な連絡と連帯を強化する為、日常的な情報の交流を緊密にすると共に、事務局会議を開催します。

- ① 全日本の各委員会に参画し委員会の内容を把握・記録して事務局や広報担当に情報提供します。
- ② ブロック事務局は全日本事務局と連携して、その情報を各県に情報提供します
- ③ 役員会に併せて事務局会議を開催します。

3)各専門委員会を活性化し、行動指針を作成し、その実践に努めます。

全日本アド連が設置する委員会に参画し、運動や組織にどのような課題があるのか、自ら「このままで良いか？」の視点に立って、検討し、その結果を役員会に報告し、その決定に従い具現化を図ります。

各委員会の委員はブロック正副会長及び有志が参画します。委員はブロックや各県アドにその様子を報告します。

中四ブロックでも、全日本の各専門委員会に対応する委員会を設置し、その意見を全日本の各委員会に反映させます。

全日本が設置する委員会の所管事項は次の通り。

(総務委員会)

アドバイザーが活発な活動を展開する為の方策を検討し、その結果を理事会に報告して運動方針や事業計画に反映させます。

① 青少年問題を把握し、その解消に向かって、全日本アド連は何を成すべきか、その行動指針の検討をします

・青少年ボランティア活動の進め方

②「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の徹底と具体的な進め方

③ 組織の実態を調査して把握し、活性化に向けた支援内容の検討

④関係する育成団体との連携の在り方

・市町村民会議・戸道府県民会議・県民会議等連合会に果たすアドの役割を検討します。

・具体的な参画方法

⑤「青少年(健全)育成基本法」制定要望運動の推進をします。

⑥ 今年度の次の事業計画を担当します

・後継者養成委員会、広報委員会、法人化検討委員会、の担当を除く、総会決定事項の推進。実施状況の把握。

(後継者養成委員会)

アドバイザー養成講座を実施し認定審査を行い、後継者を増やして組織の拡充に努めます。

① 新第8期、全日本アドバイザー養成講座の募集と実施。

・養成講座修了者へのアプローチ～小論文の提出促進・認定者の活動基盤の構築

② 各ブロック・各県で仲間を増やすための、入門講座の開催奨励支援。

入門講座開催県は隣県の仲間や県民会議、育成関係諸団体等へも周知し、参加者の拡大に努めます。

③入門講座が開催できない組織の為に、通信教育制度を創設し、募集・実施します。

・テキストと活動事例集の活用方法の検討

・通信講座の開設～募集方法、レポート審査・認定方法の決定、修了者の扱いと活動方法の決定。

④アドバナー養成を安定的に継続して行うため、財源と開催会場確保方策の検討。

～ゆめ基金の継続。各県アド養成講座へのゆめ基金の導入の検討

(広報委員会)

認知度が低いといわれる本会の運動(活動・事業)を広報し、育成運動の発展を図る為に、ホームページ、フェイスブック、グループメール、Eメールなどを積極的に活用すると共に、情報の交流を活発にして、周知徹底し、活動事例集を作成します。

② 活動事例集作成委員会を設置し、今井財団の援助を受けて刊行します。

③ アド連だよりを継続して発刊します。

④ 各ブロック及び各県アド事務局との連携を緊密にし、情報収集してHPやFBに公開します。

⑤ アド連だよりを継続して発刊します。

⑥ HPにリンクする関係諸団体を拡充し、連帯する団体を増やします。

⑦ 作成している啓発グッズの販売・活用を促進します。

⑧ 今年度の次の事業を担当します

⑨ 事業計画の2)広報・啓発活動と組織網の活用の項で計画した各項の事業

(法人化検討委員会)

①法人化(NPO, 一般法人、財団法人など)に関する課題～事業・役員・事務所・職員・財源・更に、具体的な事業の取り組みなど～解決の方策の検討をします。

②活動に必要な財源の確保方策を検討します。

(組織対策委員会)

・眠っている組織やアド会員を起こして運動に更なる活力を加えます。

① 組織の実態を調査して把握し、活性化に向けた支援内容を検討します。

・各ブロック・各県の現状把握～会員名と事業・予算の把握。総会資料の交換。

・隣県やブロック内組織の交流促進～隣県へも総会・研修会等事業開催通知を送る

②弱体化・衰退組織へのアプローチ～隣県組織・ブロック組織が担当し、全日本が支援する。～重点組織の決定
(ブロックで協議して決定)

③ 未加入組織や有資格会員の加入促進方策の検討をします。

④ 各ブロック・都道府県の総会・研修会へ全日本アド連執行部を派遣します。

(2)「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を継続して推進します。

・スローガン～「子どもが伸びるチャンスを活かそう」

～家庭で・地域で・住んでる町で～

子ども達が、家庭・地域・社会の一員としての自覚を高め、進んで役割を見つけて実践するよう「子どもが主役の家庭・地域・まちづくり」を支援することを、育成運動の重点とします。

(運動要旨は別紙添付の趣意書のとおり)

ブロック、各県アドは具体的な取り組みを進める中で、経過、評価、課題などを全日本アド連やブロックに報告・連絡し合い、今後の振興方策の立案に役立てます。

①家庭で「子どもと一緒に〇〇しよう」(食事・炊事・掃除・洗濯・入浴・買い物・外出ほか)運動の推進

～これによって、親子関係の希薄化を解消し、基本的な生活習慣の獲得を進めます。

②地域で「子どもの出番をつくろう」(子どもが行事に参画する～自治会・公民館・児童館・神社仏閣・関係諸団体が実施する諸行事)運動の推進

～これによって、人間関係づくり能力や社会規範意識の昂揚に努めます。

③まちで(市区町村)「子どもが輝く機会をつくろう」(子どもの生き活きと頑張る姿が発表でき、それを称賛する機会をつくる)運動の推進

～これによって、子どもたちが自己肯定感を高め、社会の一員としての自信と責任感を培います。

(3)各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に積極的に参画しその活性化を図ります。

ブロック、各県アドは具体的な取り組みを進める中で、経過、評価、課題などを全日本アド連やブロックに報告・連絡し合い、今後の振興方策の立案に役立てます。

1)市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ります。

- ①まず、アド自身が市町村民会議に参画し、行動を共にしながら、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけます。
- ②社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。
- ③「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をします。
- ④従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し活性化方策の提案に努めます。

2)都道府県民会議にアド連(協)として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ります。

・そのため、協力要請団体を協議・検討します。

3)基本法の制定以外にも、地方では解決のできない青少年問題を国家的な取り組みで解決できる方策を検討します。

①青少年育成関係団体との連携を図り、相互協力の方策を検討します。

(例)

・法律の制定や改正。我らの要望を盛り込んだ育成大綱や計画書をつくること

・少年団体・青年団体の育成援助の施策を講じる事

・スマホ問題の解消方策を検討する事

・各会員・組織の意見を全日本で集約し、要望運動を行う(全日本アド連の存在意義に繋がる地方組織ではできないこと)

これらは、県民会議連合会と連携した活動内容とできるよう働きかけることも重要でしょう。

4、地域育成課題の取り組みと運動の継続

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取り組んでいきます。

(1) 隣のおじさんおばさん運動

「地域の子どもは地域で育てる」で身近な行動は、自分の周りの青少年と親しくなることにあります。そのために挨拶や見守り、良いことをしていたら褒める、悪いことをしていたら叱るといったコミュニケーションを深めていきます。

(2) 子ども・若者の居場所づくり

コミュニケーションの能力の低下が課題となっています。子ども・若者が気持ちを許しあう安心できる場が少なくなり、ニートや引きこもり・不登校、など自宅から外出できない子ども・若者が増えています。ケータイ・スマホ・ゲームなどにはまりこむ傾向もあります。公民館や児童館、青少年センター、古民家や空き商店街等、できるところで気軽に子ども・若者が集える居場所や子ども食堂を考えていきます。

・事例の様子をHPや「アド連だより」で紹介

(3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動

スマホが高校生から、中学生、小学生へと広まりつつあり、SNSアプリの進化は、いじめ、犯罪被害、依存症などさまざまな問題が顕在化し、その対策が急務となっています。とりわけ買い与える保護者の役割は大きく、保護者がネットの危険を理解し注意、指導、見守りのペアレンタルコントロールの営みを深めていく必要があります。そのため、ネット社会が青少年に及ぼす影響を啓発し、ペアレンタル・コントロールの必要性を訴えるため、紙芝居で啓発する用具を貸出します。必要があれば指導者を派遣し、開催地のアドと共に実践します。この実践は会員の直接活動を促し、組織の活性化に繋がります。アド個人の活動でも、各ブロック又は県アドの事業や研修会でも、実施の機会をみつけて、気軽に連絡ください。

(連絡先～事務局または、広報委員長～峠 テルコ愛知県アド協会長)

5、事業計画

本会は活動方針のもとに、次の事業により全日本アド連活動を展開します。

1)会議の開催

① 総会

期日 令和元年6月22(土)

場所 広島県福山市沼隈町中山南 26-1「ツネイシしまなみビレッジ」

その他～各県総会資料(含む会員名簿)を持参いただき、各県に配布し、活動・予算決算の状況を相互に理解し、学び合う。

② 役員会の開催(年2回)

第1回 平成31年4月22日(月) 岡山市 岡西公民館石井分館

・総会提出議案準備のための会議

第2回 期日 令和元年9月7日(土)～8日(日)

場所 徳島県(研究大会中)

徳島研究大会の開催 期日 令和元年9月7日(土)～8日(日)

また、研究大会については、次期開催予定県の計画をする。

(令和2年島根・3年香川・4年鳥取・5年愛媛)

・・この中に岡山が開催可能となれば、組み込むこととする・・

2)広報・啓発活動と組織網の活用

①会員バッチとロゴマーク入りの名刺の活用

バッチ 1,500 円。名刺台紙～HP からダウンロード(パスワード adomeishi201608)

又は広報委員会へ申し込む(台紙・印刷代で 100 枚が 1,800 円)

②「ありがとう」運動缶バッチ・シールの活用

「ありがとう一日 100 回運動」を会員自ら実践するため、缶バッチ・シールを頒布し、その自覚と啓発活動を推進します。また、アド事業で啓発して活用します。

シール(小)5枚組 10円。シール(大)1枚 100 円。缶バッチ1個50円。

③のぼり旗の活用

20周年を記念して作成した、のぼり旗を各県アドの希望に応じて頒布を行います。本会事業ほか各ブロック・県での活動の際に活用して士気高揚と啓発を図ります。(見本は HP に掲載・現物は大会会場掲示～1本 3,000 円)

④「全日本アド連たより」の投稿と活用

⑤全日本アド連ホームページ・グループメール・フェイスブックなど IT の活用

・グループメールの登録者を拡大し、即座に情報の受・発信ができる体制を整えます。

各ブロック及び各県の担当者は下記アドレスに情報・資料を提供します。

・峠会長～e-mail: toge@meikou-gifu.jp

・香川情報担当～e-mail: kagawa@ayauta.net

・清水広報委員会事務担当～e-mail: jyoshin011@gmail.com

・宮後事務局長～e-mail: hiro385hiro@yahoo.co.jp

(広報担当者は可能な限り、情報収集・提供活動を行うこと)

⑥情報連絡網の整備と活用

昨年度整備した組織表を活用して、連絡体制の強化を図ります。

全日本理事会・総会・研究大会、各ブロック総会・研究大会、などの機会を活用して、意思疎通の緊密化を図ります。

また、各ブロック・県の総会資料を提供頂くと共に、各種の活動を事務局や広報担当に情報提供をし、可能であればホームページに掲載して周知します。

各県の会員名簿を作成し、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にして、組織に活力を生み出すよう努めます。

3)全日本アド連 事業への参加

① 総会

期日 令和1年6月23(日)・24日(月)

場所 広島県福山市沼隈町中山南 26-1「ツネイシしまなみビレッジ」

②理事会の開催～年4回開催

第1回～31年度、総会議案準備～30年4月14・15日～青少年総合センター。

第2回～31年度、総会提出議案成案協議～31年6月23日(日)

第3回～内閣府主催中央研修会終了後～31年11月27・28日～青少年総合センター。

第4回～養成講座開催期間中～32年2月15日(土)～青少年総合センター

③役員会の開催～

必要に応じて開催する。

④専門委員会の開催～総会・理事会・役員会に合わせて5つの委員会を開催する。

また、各所属の委員同士が日常的な情報・意見交換を行い、委員会の検討結果を理事会に報告し、理事会の合意を経て総会に提案し組織決定を行う。

⑤事務局会議の開催～理事会・役員会に併せて、各ブロック事務局長と各専門委員会事務担当との合同会議を開催

⑥活動事例集作成委員会・編集委員会の開催

と き 平成31年4月15日(月)8:30～12:00

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

その他、6月以降、進捗状況により適時開催

⑦全日本アドバイザー養成講座への参加

と き 令和2年2月14・15・16日(金～日)

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

・認定審査委員会の開催

と き 平成31年4月14日(日)16:00～17:30

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

⑧その他～各ブロック総会・研修会、各都道府県総会・研修会への役員派遣。

上記会議・研修会に活動事例発表の機会を創るよう奨励する。

各ブロックは、ブロック内の各県事務局との会議開催に努める

4) 青少年健全育成基本法の制定要求運動の継続

・連携できる関係団体を探し、連携した運動の展開を検討する。

・各都道府県アド連は、所属都道府県選出の衆参国會議員に要望書を持参又は郵送する。(要望書は別紙添付のとおり)

・各アドバイザーはハガキによる要望活動を実施する。(別紙添付ハガキにより)

・可能な都道府県アド協は、都道府県・市区町村議会への「基本法制定要望書提出を求める陳情書の提出」を行う(陳情書及び意見書(案)は別紙添付のとおり)

5) 各県・ブロック研修会への講師・指導者の受け入れ

青少年育成運動のより活性化を図る為、全日本アド連執行部の派遣要請を行います。その為、総会や研修会、要請講座を始めアドの集まる機会に気軽に会長・事務局に要請します。

また、アドの実践活動奨励と会員意識高揚を図ることを目指し「ネット被害から子供を守る運動」として、出前紙芝居による啓発活動を行う為、可能な限り開催希望の所に指導者を派遣し、実技並びに指導を行います。

6) 表彰者の推薦を行う

本会及び加盟団体の発展に寄与した個人を各加盟都道府県 1 名程度、総会において表彰します。

又、(社)日本善行会の個人表彰(成人)の推薦を行います。(青少年育成功労者銅賞 5~6 名、青少年 2 団体。金・銀章各 1 名。)

7) 内閣府など関係機関事業への積極的参加

①中央研修会への参加

と き 令和元年11月26・27日(月・火)

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

②各ブロック研修会への参加

・中国・四国ブロック研修会

と き 令和元年10月5日(金)10:00~15:00

ところ (松江市)島根県民会館

③その他、関係事業への参加

・青年リーダー研修会(各県1名枠有り)

と き 令和2年1月 日(~) ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

令和元年度 予算（案）

【令和元年4月1日～令和2年3月31日】

◇ 収入の部

【単位：円】

項 目	30年度予算額	元年度予算額	増 △減	摘 要
会 費	63,000	56,000	△ 7,000	7,000円×8県
繰 越 金	43,326	45,258	1,932	29年度繰越金
雑 収 入	674	742	68	利息等
合 計	107,000	102,000	△ 5,000	

◇ 支出の部

【単位：円】

項 目	30年度予算額	元年度予算額	増 △減	摘 要
会 議 費	20,000	20,000	0	総会・研修会、役員会
事 務 費	10,000	10,000	0	事務消耗品
通 信 費	8,000	8,000	0	郵券
組 織 費	20,000	20,000	0	研究集会助成(徳島県)
旅 費	30,000	30,000	0	役員会
雑 費	1,000	1,000	0	振込手数料
予 備 費	18,000	13,000	△ 5,000	
合 計	107,000	102,000	△ 5,000	

第9議案

令和2年度 第26回研究集会開催地

- ・開催県： 島根県
- ・開催地：
- ・日 程：
- ・内 容：

第10議案

令和3年度 第27回研究集会開催地

- ・開催県： 香川県
- ・開催地：
- ・日 程：
- ・内 容：

役員名簿（令和元年～令和2年度）

役職	氏名	住所	電話	県役職
会長	香川 勝	〒761-2407 香川県丸亀市綾歌町富熊 183-1	0877-86-2074	会長
副会長	浜田 豊高	〒789-0314 高知県長岡郡大豊町日浦 711-1 *事務局(志手 清晴) 〒789-1201 高知県高岡郡佐川町 甲 1233-7	0887-72-0623 (会長宅) 0889-22-5139 (事務局)	会長
	内山 幸光	〒720-2111 広島県福山市神辺町上御領 1930 -2	084-966-0731 (兼 Fax)	会長
委員	原 史行	〒699-0501 島根県出雲市斐川町学頭 2022-1 *事務局(野津 久美子) 693-0005 出雲市天神町 233-33	0853-72-2289	会長
	西浦 公子	〒681-0052 鳥取県岩美郡岩美町岩常 269-2	0857-72-2893	会長
	人見 孝子	〒701-1131 岡山県岡山市北区日応寺 1521-3	086-294-5344	
	於土井 豊昭	〒747-0848 山口県防府市華城中央 1 丁目 18- 32	0835-21-0737 090-2860-3935	会長
	原 俊司	〒 愛媛県		会長
	谷口 崇義	〒771-4266 徳島市八多町金堂 126-2	088-645-1073 (兼 Fax) 090-2890-2852	会長
事務局長	野郷 光宏	〒761-8076 香川県高松市多肥上町 443-2	0898-89-2648 090-5274-5189	
監事	西岡 賦文	〒779-1101 徳島県阿南市羽ノ浦町中庄段上 40 -1	090-3789-8818	
	清水 成真	〒682-0132 鳥取県東伯郡三朝町三徳 1.016	090-2000-0286	
顧問	山本 邦彦	〒682-0144 鳥取県東伯郡三朝町西小鹿 834-1	0858-43-2013	

中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー会規約

【名称および事務局】

第1条 本会は、中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会と称し、事務局を事務局長宅へ置く。

【目的】

第2条 本会は、地域社会における青少年育成アドバイザー活動の資質向上を図るため、会員相互の連携、情報交換及び調査研究を行い、また、全国組織、関係機関等と連携し、促進を行うことを目的とする。

【組織】

第3条 本会の会員は中国・四国各県の青少年育成アドバイザーで構成された組織とする。

【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国民会議、県民会議、市町村民会議及び青少年育成団体組織との緊密な連携を図り、実践活動を推進する。
- (2) 調査、研究、研修会等の実施、並びに多様な情報メディアによる情報の収集と提供を行う。
- (3) 青少年の国際交流、ボランティア活動の推進に支援協力する。
- (4) その他、目的達成のために必要な事業を行う。

【会員の種別】

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 第3条の組織。「一般会員」
- (2) 目的に賛同し、賛助会費を納めた個人・法人・団体。「賛助会員」

【入退会手続き】

第6条 一般会員又は賛助会員の入退会手続きは、組織の会長より必要書面を連合会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

【役員・任務・顧問】

第7条 本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (4) 監事 | 2名 |
| (2) 副会長 | 2名 | (5) 事務局長 | 1名 |
| (3) 委員 | 若干名 | (6) 顧問 | 若干名 |

2. 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長 : 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 : 会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
但し、代行は役員会で決定する。
- (3) 委員 : 役員会を組織し、第12条2項を議決し、執行する。
- (4) 監事 : 業務及び財産を監査する。
- (5) 事務局長 : 会務の事務関連事項を処理する。

3. 本会に顧問をおくことができる。顧問は必要に応じて役員会等において意見を述べるすることができる。

【役員を選任】

第8条 本会の委員、役員を選出、選任は次のとおりとする。

- (1) 委員は、各県からの代表1名選出する。
- (2) 会長、副会長は委員の中から選任し、総会において承認を得る。
- (3) 事務局長は会長が指名し、総会において承認を得る。
- (4) 監事は委員以外から選出し、総会で承認する。

【役員任期】

第9条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠等により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。
3. 役員任期終了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

【役員解任】

第10条 役員が、職務の執行に堪えないと認められた時、また、役員にふさわしくない行為が認められた時は、総会の議決により解任することができる。

【会議】

第11条 本会の会議は、総会、臨時総会および役員会とし会長が招集する。総会の議長は出席者の中から選出し、役員会の議長は会長があたる。

なお、役員会の定足数は、委員の3分の2以上の出席で成立する。但し、委任状を含むものとする。また、委員が出席できない時は代理人を認める。

議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、論長の決するところによる。

- (1) 総会は、組織からの代議員3名で構成し、年1回開催する。但し委任状を含むものとする。
- (2) 臨時総会は、役員会の要請により開催する。
- (3) 役員会は、委員をもって構成し、毎年1回以上開催する。また、役員会の中に必要に応じて専門部会を設置することができる。

【議決事項】

第12条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業および収支に関する事項。
 - (2) 役員選任に関する事項。
 - (3) 規約改正並びに運営に関する事項。
 - (4) その他、役員会での付議事項。
2. 役員会は次の事項を議決する。
- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
 - (2) 総会に付議する事項。
 - (3) 監事は意見を述べることはできるが、議決権はない。
 - (4) その他、会務の執行に関する事項。

【経費】

第13条 本会に要する経費は、「会費、臨時会費、寄付金、補助金、事業収入等」をもってこれにあたる。

第14条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 年会費（年額1回払い） 7,000円
- (2) 賛助会費（年額1回払い） 5,000円

【会計年度】

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

【個人情報の保護】

第16条 会員等の個人情報を取得および利用する場合には、利用目的を明確にし、特定された利用目的の達成に必要な範囲内で適正に個人情報を取扱うとともに、目的外利用はしない。

[付記]

本会の規約は、平成9年2月16日より施行し、運営規定は別途定める。

本会の規約は、平成9年10月18日一部改正。

本会の規約は、平成17年4月24日改正して施行する。運営規定は別途定めない。

本会の規約は、平成30年6月9日一部改正。